⑬　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（第一二三条関係）
⑭　米穀の新用途への利用の促進に関する法律（第一二四条関係）
⑮　地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（第一二六条関係）
⑯　小規模企業者等設備導入資金助成法（第一二九条関係）
⑰　独立行政法人住宅金融支援機構が東日本大震災により被害が生じた土地の補修に必要な資金を貸し付けることができることとした。（第一三八条関係）
5　その他の特別の財政援助及び助成
第二から第四に掲げる措置のほか、次に掲げる特別の財政援助又は助成を行うこととした。
(1)　地方債の発行年度、起債対象、利率及び償還期限の特例（第八条等関係）
(2)　独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う工場整備事業等（第一三〇条等関係）
6　その他
㈠　適用について定めることとした。（第二四条等関係）
㈡　地方公共団体等が講ずる措置で原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものについて、国がこの法律の規定に基づく補助金の交付その他の財政援助を行った場合、国が原子力事業者に対し、求償することを妨げるものではないこととした。（第一四三条関係）
㈢　この法律は、公布の日から施行することとした。（附則第一条関係）
㈣　その他所要の規定を設けることとした。（附則第二条等関係）

◇平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（法律第四一号）（総務省）

1　趣旨
地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、平成二三年度分として交付すべき地方交付税の総額及び同年度分の一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入金の額の特例として、一、二〇〇億円を加算することとした。（第一条及び第二条関係）
2　平成二三年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。（第三条関係）
3　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律（法律第四二号）（財務省）

1　趣旨
平成二三年度において、東日本大震災（平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れの特例に関する措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等に関する措置を定めることとした。（第一条関係）
2　財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ
平成二三年度において、特別会計に関する法律第五八条第三項の規定にかかわらず、財政投融資特別会計財政融資資金勘定から、一兆五八八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第二条関係）
3　外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ
平成二三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰入れをするほか、同特別会計から、二、三〇八億五、八九六万一、〇〇〇円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとした。（第三条関係）
4　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成二三事業年度については、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第二七条第三項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する特別の勘定において同条第三項の規定によりこの法律の施行の日を含む中期目標の期間における積立金として整理された金額のうち一兆二、〇〇〇億円を平成二四年三月三一日までに国庫に納付しなければならないこととした。（第四条関係）
5　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例等
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成二三事業年度については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第二一条第二項の規定にかかわらず、同条第一項に規定する高速道路勘定から、二、五〇〇億円を平成二四年三月三一日までに国庫に納付しなければならないこととした。（第五条関係）
6　その他
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律における高速道路利便増進事業のための一般会計における独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の債務の承継等に係る規定の改正を行うこととした。（附則第二条関係）
7　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律（法律第四三号）（農林水産省）

1　趣旨
この法律は、東日本大震災に対処するため、国又は都道府県が行う土地改良事業等について、土地改良法の特例を定めるものとした。（第一条関係）
2　定義
㈠　この法律において「除塩」とは、平成二三年三月一一日に発生した東北地方太平洋沖地震の津波（以下単に「津波」という。）による海水の浸入のために農用地（土地改良法第二条第一項に規定する農用地をいう。）が受けた塩害を除去するために行う事業をいうこととした。（第二条第一項関係）
㈡　この法律において「特定災害復旧事業」とは、津波による災害に対処するために行う土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業をいうこととした。（第二条第二項関係）
㈢　この法律において「復旧関連事業」とは、特定災害復旧事業と併せて行う土地改良法第二条第二項第一号に掲げる土地改良事業（土地改良施設（同号に規定する土地改良施設をいう。）の変更に係るものに限る。）又は同項第二号若しくは第七号に掲げる土地改良事業をいうこととした。（第二条第三項関係）
3　除塩に関する特例
除塩については、土地改良法第二条第二項第五号に掲げる土地改良事業とみなして、同法及びこの法律の規定を適用することとした。（第三条関係）
4　国又は都道府県が行う土地改良事業に関する特例
㈠　国又は都道府県は、特定災害復旧事業を行う場合において、必要があると認めるときは、復旧関連事業を行うことができることとした。（第四条第一項関係）
㈡　㈠により行う復旧関連事業は、土地改良法第八七条の二第一項の規定により行うことができる同項第二号に掲げる土地改良事業とみなすこととした。（第四条第二項関係）
㈢　㈡において、復旧関連事業のうち土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないものとして政令で定める要件に適合する施設の変更の事業については、当該土地改良区の同意をもって、土地改良事業の計画を定めるために必要な土地改良法第三条に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意に代えることができることとした。（第四条第二項関係）
5　国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業の負担金に関する特例
国が行う特定災害復旧事業及び復旧関連事業についての土地改良法第九〇条第一項の規定による負担金の額を定めることとした。（第五条関係）
6　国の補助に関する特例
国は、都道府県に対し、都道府県、市町村又は土地改良区が津波による災害に対処するために行う土地改良事業について、予算の範囲内において補助を行うこととし、当該補助の額を定めることとした。（第六条関係）
7　この法律は、公布の日から施行することとした。